

平成27年度第3回京都市障害者施策推進審議会 摘録

1 日 時 平成27年12月17日(木) 10:00~12:00

2 場 所 ホテル本能寺5階 醍醐ホール

3 出席委員

池田由美子委員, 井上賢一委員, 岩井浩委員, 岡千栄子委員, 岡美智子委員, 岡本晃明委員, 加藤博史委員, 上村啓子委員, 桐原尚之委員, 小泉浩子委員, 佐々木和子委員, 菅原敬子委員, 高山正紀委員, 谷口明広委員, 谷村敏幸委員, 寺田玲委員, 寺前愛子委員, 西澤昭造委員, 藤原健司委員, 古川末子委員, 村井文枝委員, 村田恵子委員, 森田美千代委員, 山根俊茂委員, 吉村安隆委員

欠席委員

浅田将之委員, 上野光歩委員, 芝明子委員, 竹田明子委員, 出口栄二委員, 戸田則子委員, 中西昌哉委員, 平田義委員, 三浦晶子委員

事務局

斉藤泰樹障害保健福祉推進室長
徳永博己障害保健福祉推進室企画課長
中西朗障害保健福祉推進室在宅福祉課長
近藤恵障害保健福祉推進室施設福祉課長
東美佐枝障害保健福祉推進室社会参加推進課長
中田泰司地域リハビリテーション推進センター次長
児玉貴志発達相談所発達相談課長
福田雅和発達相談所診療療育課長
大黒喜裕教育委員会事務局指導部担当部長
波床将材こころの健康増進センター所長(欠席)

4 内 容

議題1 障害者差別解消法に基づく京都市の対応要領について

【前回審議した項目についての追加・修正点】

○説明 資料1に基づき, 事務局徳永企画課長から説明(10:09~10:20)

●質疑(10:20~10:40)

菅原委員

14 ページにある「情報アクセシビリティの向上」は「情報へのアクセスのしやすさ」などの分かりやすい表現にした方がよいと思う。17 ページの「学校園」は「学校と幼稚園」のことを指していることが分かるようにした方がよい。

8 ページの「障害者でない者と比べて優遇する取扱い(積極的改善措置)」の「優遇」と書くと, 障害のない人から障害者ばかり優遇されているという誤解をされる

おそれがある。「積極的改善措置＝アファーマティブアクション」とは、障害があっても障害のない人と同じスタートラインに立てるようにすることと理解している。そのために「後押し」するということが伝わる表現を考えてほしい。

谷口委員

8 ページの「障害者でない者」は、「障害のない者」とした方がよい。

23 頁の障害種別について、難病については、病名を書けるように括弧を付けた方がよいと思う。あと、ダウン症の枠が独立してあるのは違和感がある。

佐々木委員

ダウン症は知的障害に含めてよいと考える。

加藤会長

精神の括弧の中に発達障害と高次脳機能障害が書かれているのも違和感がある。

岡（千）委員

市に提出書類は、「身体、知的、精神」の3つの項目のみで、括弧書きで詳しい障害名を記載しているものがほとんどである。種別を細かく区分けするのもいいが、話を聴いていると案のとおりでは少し細かすぎるのでは。

谷口委員

身体「肢体不自由」との表現について、確かに法律はこのとおりであるが、「不自由」という言葉が適切ではないのではといった議論も起きている。「肢体」だけにとどめても問題はないと思うので、考えてほしい。

菅原委員

12 ページの「補佐」について、成年後見制度の「保佐人」と誤解してしまう人もいると思う。あくまでも本人の意思があつてのサポートであるということが分かるような表現にした方がよい。

谷口委員

本人の意思決定を優先させるということを明確にするために「意思決定支援」という言葉を使つては。

上村委員

24 ページの対応内容の記載例について、「相談者から改めて〇〇について強く求められた。」の「強く求められた」という表現が分かりづらい。

加藤会長

議論も尽くされたと思うので、本日の意見を踏まえて、事務局と調整のうえ対応要領の最終案を作成したいと考えるが、内容については、私に一任いただくということでしょうか。

審議会委員＝承認

議題2 京都市の対応要領に関する答申案について

○説明 資料2に基づき、事務局徳永企画課長から説明（10:40～10:49）

●質疑（10:49～10:57）

加藤会長

付帯意見について、(2)にある個々の職員へ周知・浸透させて、(1)にある取組の具体化、庁内への定着を図るというのが自然の流れではないかと思うので、順番を逆にしては。

事務局（斉藤室長）

確かに、おっしゃる流れのと通りの順番に変える方が分かりやすいと考える。

加藤会長

他に意見がなければ、答申案についても私に一任いただくということでしょうか。

審議会委員＝承認

議題3 障害理解の促進及び障害者差別解消法の施行等に関する啓発について

○説明 資料3に基づき、事務局徳永企画課長から説明（11:07～11:14）

●質疑（11:14～12:00）

西澤委員

ほほえみ交流活動支援事業では、市から経費の補助が出るが、学区社協が企画する啓発に会員が行くときは、交通費が会員個人の負担となっている現状がある。

寺田委員

学区社協が学区民又は学区内の小学校などに対して行う障害の理解促進のための啓発活動は、障害者団体をお願いしたり、団体に社協の役員が教わって、役員が行ったりするケースがあり、方法は様々である。市の「ほほえみ交流活動支援事業」とも連携するなど、よりよい活動になるよう考えていきたい。

岡（千）委員

呉竹総合支援学校と伏見の学区社協、民生協とで「こころのバリアフリー」を

テーマにした合同研修会を行った。グループワークでは保護者が入り、障害のある方は災害時には地域の力を借りないと避難が難しいといったような困りごとをお話しさせていただいた。参加された社協・民協の皆様からは、地域で生活している障害のある子どもも大人も、みんなで連携して地域で見守っていこうという話をいただいた。

山根委員

啓発については、ホームページによる発信・啓発も有効であると考えている。

事務局（徳永課長）

ホームページでは、啓発の取組の掲載や障害者マークの普及啓発等を行っているところであり、引き続きホームページによる発信も行ってまいりたい。

村田委員

女性の障害者の問題は、特化して捉えるべき部分（複合差別）も、女性という枠で捉えるべき部分もあり、2本立てで考える必要があるが、まだまだ相談の現場でもよく知られておらず、問題が内在化してしまっているのではないかと。

社会的認知が広がり、取組が進んでいくよう、研修・啓発のテーマとして「障害のある女性」も入れてもらえればと思う。講師等については相談いただければ協力する。

小泉委員

障害者は、社会から支援を受ける側として扱われ、社会を作っていくという側には入っていけなかった。市の事業でも、企画の段階から当事者が参画できる機会を増やして欲しい。

事務局（徳永課長）

例えば、ほほえみ広場では、実行委員会を立ち上げ、企画段階から当事者に入っている。事業の企画段階から当事者に入っているのは望ましい形であり、少しずつでも増やしていいけるよう取り組んでまいりたい。

岡（美）委員

サービス宣言店の取組について、障害のある方などに対する配慮がなされている店を積極的に宣伝する取組は、非常によいと思う。私たちも宣伝していきたい。

加藤会長

好事例を社会に発信していくのは、重要である。色々なコンテンツやツールを活用した市民に分かりやすい方法を検討していきたい。また、難病等見た目では

分からない障害について、分かりやすく啓発するのも重要である。

古川委員

好事例の発信について、配慮が行き届いている店には、それを評価し、認定マークみたいなのを貼れるようなことも、見て分かりやすくて有効ではないか。
また、市バスを利用した啓発も考えられないか。

佐々木委員

法の啓発も重要だが、当事者に対して、相談できる場所があるということを知らせる啓発も大事である。

加藤会長

確かに、当事者が配慮が求めやすい環境や、また、何かあった時には相談できるという環境づくりも大事である。

藤原委員

啓発のためのパンフレット等については、視覚に障害のある方も情報を得られるよう点字版や音声版等も併せて作成してほしい。私たちもそれを活用して、啓発していきたい。

谷口委員

差別の解消に向けた啓発について、障害毎にそれぞれ特性や社会に求めていくべき配慮は異なるので、それぞれの障害者団体でも積極的な啓発活動が必要であるし、社会に訴えかけていく取組も考えていく必要がある。

菅原委員

パンフレットの配布先について、図書館や大学にも配布していったらどうか。また、出前講座なんかもして行ってほしい。

事務局（斉藤室長）

配布先については、御意見を踏まえ、より多くの施設に協力いただけるよう働き掛けをしていきたい。

加藤会長

啓発は、今後とも議論しながら共に進めてまいりたい。また、障害に対する理解がどのくらい広がっているか、差別の解消に向けた取組がどれほど進んでいるかを、点検・評価していくことも今後の検討課題であると思う。

(以上)